

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者の支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、障害者の支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和5年9月12日

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「⑨重度心身障害者医療費助成に関する事務」を追加記載	事後	
平成28年8月25日	// ③システムの名称		「5. Acrocity医療費助成」を追加記載	事後	
平成28年8月25日	I 2. 特定個人情報ファイル名		「(4)医療費助成情報ファイル」を追加記載	事後	
平成28年8月25日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠		「伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 3の項」を追加記載	事後	
平成28年8月25日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		「伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2 3の項」を追加記載	事後	
平成28年8月25日	II 1. 対象人数	平成27年7月1日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成28年8月25日	II 2. 取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	H30.7.17から障害者総合支援、心身障害者台帳、医療費助成システムが変更となったため
平成29年9月1日	I 5. ②所属長	中野 大成	桑本 成司	事後	
平成29年9月1日	II 1. 対象人数	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	様式変更に伴う
平成29年9月1日	II 2. 取扱者数	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年10月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. Acrocity障害者総合支援 2. Acrocity心身障害者台帳	1. WEL+障害者福祉 2. MICJET番号連携サーバ	事後	
平成30年10月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2【情報提供】第16,19,26,27,28,30,31,54,55,56の2,57,79,85,87,106,116項	番号法第19条第7号 別表第2【情報提供】第16,19,26,27,28,30,31,52,54,55,56の	事後	H30.7.17から障害者総合支援、心身障害者台帳、医療費助成システムが変更となった
平成30年10月1日	I 5. 評価実施期間における担当部署	桑本 成司	福祉課長	事後	
平成30年10月1日	II 1. 対象人数	平成29年7月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	様式変更に伴う
平成30年10月1日	II 2. 取扱者数	平成29年7月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 福祉課 社会福祉係	市民部 福祉課 障害福祉係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II 1. 対象人数	平成30年8月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数	平成30年8月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民部 福祉課	健康福祉部 福祉課	事後	
令和2年7月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 福祉課 障害福祉係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2156	健康福祉部 福祉課 障害福祉係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2156	事後	
令和2年7月10日	II 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月10日	II 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①障害児通所給付費等の支給に関する事務 ②身体障害者手帳の申請・交付に関する事務 ③身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ⑥特別児童扶養手当の支給の申請に関する事務 ⑦障害児福祉手当若しくは特別障害者手当等の支給に関する事務 ⑧介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援費、補装具費、更生医療及び育成医療、精神通院医療、日常生活用具等の地域生活支援事業の給付に関する事務 ⑨重度心身障害者医療費助成に関する事務	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①障害児通所給付費等の支給に関する事務 ②身体障害者手帳の申請・交付に関する事務 ③身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ⑥特別児童扶養手当の支給の申請に関する事務 ⑦障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務 ⑧自立支援給付費(うち介護給付費・訓練等給付費等、補装具費、自立支援医療費、療養介護医療費)の支給に関する事務 ⑨重度心身障害者医療費の助成に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月10日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第1の8項(児童福祉法) " 11項(身体障害者福祉法) " 12項(身体障害者福祉法) " 14項(精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律) " 34項(知的障害者福祉法) " 46項(特別児童扶養手当等の支給 に関する法律) " 47項(特別児童扶養手当等の支給 に関する法律) " 84項(障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律) 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例別表第1 3の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第1の7項(児童福祉法) 8項(児童福祉法) " 11項(身体障害者福祉法) " 12項(身体障害者福祉法) " 14項(精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律) " 34項(知的障害者福祉法) " 46項(特別児童扶養手当等の支給 に関する法律) " 47項(特別児童扶養手当等の支給 に関する法律) " 84項(障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律) 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例別表第1 3の項	事後	
令和3年7月10日	I 4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】第 16,19,26,27,28,30,31,52,54,55,56の 2,57,79,85,87,106,116項 【情報照会】第 10,11,12,20,25,53,66,67,68,69,85,108,109,110項 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例別表第2 3の項	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】第8,9,15,16,19,26,56の 2,57,85,87,108,116項 【情報照会】第 10,11,12,20,53,67,68,69,85,108,109,110項 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例別表第2 3の項	事後	
令和3年7月10日	II 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	IV 8. 監査	[○] 内部監査	[] 内部監査	事後	
令和4年8月12日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	健康福祉部 福祉課 障害福祉係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2156	健康福祉部 福祉課 障がい福祉係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2156	事後	令和4年4月1日機構改革(部 署名の変更)に伴うもの
令和4年8月12日	II 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月12日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	